



宮 崎 県 公 報

令和8年8月6日（木曜日） 第 735 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 公金の支出に関する事務の委託（2件）……………（危機管理課） 1
○指定障害児通所支援事業者の指定……………（障がい福祉課） 1
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ） 1
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ” ） 1
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（薬剤防

頁

- 除）……………（自然環境課） 2
○保安林の指定予定の通知（3件）……………（ “ ” ） 2
○指定納付受託者の指定……………（国際・経済交流課） 3
○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 3
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ） 3

公 告

- 県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課） 4
教育委員会告示
○令和9年度宮崎県立高等学校生徒募集定員…………… 4

告 示

宮崎県告示第 570号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
株式会社セブン・ペイメントサービス	東京都千代田区丸の内1丁目6番1号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業支援金
3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年6月19日
4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年6月19日
5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年8月3日から令和9年2月28日まで

宮崎県告示第 571号

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4551800040	インクルホームHUG高原	宮崎県高原町広原5072-11	一般社団法人HUG	宮崎県小林市細野808番地	令和8年7月27日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 573号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
P a y P a y 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
災害から命を守る「自助の備え」緊急支援事業支援金
3 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年6月19日
4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年7月14日
5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年8月3日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 572号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び

更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
サン薬局久保原店	都城市	薬局	令和8年 8月1日

宮崎県告示第 574号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
サン薬局久保原店	都城市	薬局	令和8年 8月1日
訪問看護ステーション r e c o c o	小林市	訪問看護	令和8年 8月1日

宮崎県告示第 575号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年8月24日から令和8年10月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫、松毛虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫等の被害を受け、又は受けるおそれのある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)に掲げる区域において松くい虫等による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫等による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと

。

宮崎県告示第 576号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町上鹿川字木戸ノ元申 977－3、申 977－4、申 978－3、字池ノ元申 985－8、申 985－9

- 2 指定の目的 水源の涵養

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 577号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字宮村字宇都 261（次の図に示す部分に限る。）

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 578号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字野下 4

34－5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字野下 434－5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 579号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定納付受託者の指定を受けた者

名 称	所 在 地
株式会社N T T データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等の種類

旅券発給手数料

3 指定をした日

令和8年4月1日

4 指定納付受託者に納入させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

宮崎県告示第 580号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年8月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向	旧	4.8～ 93.2	9,900 .0
			1894番64地先から同郡同村大字下福良字佐礼	新	4.8～ 93.2	9,900 .0
			1734番1地		3.6～ 184.7	26,184 .3

先まで

宮崎県告示第 581号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年8月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	327号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字岸原	旧	14.0～ 31.2	34.0
			158番3地先から同郡同村同大字同字 157番3地先まで	新	23.5～ 61.5	34.0

宮崎県告示第 582号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年8月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字小向 1894番64地先から同郡同村大字下福良字佐礼 1734番1地先まで	令和8年8月6日

宮崎県告示第 583号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年8月6日から同年同月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字岸原 158番3地 先から同郡 同村同大字 同字 157番 3地先まで	令和8年8月6日

公 告

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。
令和8年8月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
小 田 元	宮崎市	県営基幹農道整備 事業	令和8年3月24日

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第6号

令和9年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。
令和8年8月6日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和9年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	地域ビジネス創造科 (アグリビジネスコース)	40
	地域ビジネス創造科 (情報観光デザインコース)	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活文化科	40
延岡商業高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
門川高等学校	総合学科	120

日向高等学校	福祉科	40
	普通科	160
	フロンティア科	40
富島高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
	生活文化科	40
日向工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
高鍋高等学校	普通科	160
	探究科学科	40
	生活文化科	40
高鍋農業高等学校	園芸科学科	40
	畜産科学科	40
	食品科学科	40
	フードビジネス科	40
妻高等学校	普通科	120
	普通科（文理科学コース）	40
	情報ビジネスフロンティア科	80
	福祉科	40
佐土原高等学校	電子機械科	80
	通信工学科	40
	情報技術科	80
	産業デザイン科	40
宮崎大宮高等学校	普通科	280
	文科情報科	80
宮崎南高等学校	普通科	280
	フロンティア科	80
宮崎北高等学校	普通科	280
	サイエンス科	40
宮崎西高等学校	普通科	240
	理数科	120
宮崎農業高等学校	生物工学科	40
	生産流通科	40
	食品工学科	40
	環境工学科	40
	生活文化科	40
宮崎工業高等学校	機械科	40
	生産システム科	40
	電気科	40
	電子情報科	40
	建築科	40
	化学環境科	40
	インテリア科	40
宮崎商業高等学校	商業マネジメント科	160
	情報ソリューション科	80
	グローバル経済科	40
宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120
本庄高等学校	総合学科	120
小林高等学校	普通科	120
	普通科（体育コース）	40
	普通科（探究科学コース）	40
小林秀峰高等学校	農業科	40
	機械科	40

	電気科	40
	商業マネジメント科	40
	情報ソリューション科	40
	福祉科	40
飯野高等学校	みらい探究科	80
	生活文化科	40
都城泉ヶ丘高等学校	普通科	200
	理数科	80
都城西高等学校	普通科	200
	フロンティア科	40
都城農業高等学校	農業科	40
	畜産科	40
	ライフデザイン科	40
	食品科学科	40
	農業土木科	40
都城工業高等学校	機械科	40
	情報制御システム科	40
	電気科	40
	建設システム科	40
	化学工業科	40
	インテリア科	40
都城商業高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
高城高等学校	普通科	80
	生活文化科	40
日南高等学校	普通科	120
	普通科（探究科学コース）	40
日南振徳高等学校	地域農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業マネジメント科	40
	情報ソリューション科	40
	福祉科	40
福島高等学校	普通科	120

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校	普通科	—	40
(単位制)	商業科	—	40
富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
宮崎東高等学校	普通科	昼間の部	80
(単位制)		夜間の部	40
宮崎工業高等学校	機械科	—	40
(単位制)	電気科	—	40
	建築科	—	40
都城泉ヶ丘高等学校	普通科	—	40
(単位制)	商業科	—	40

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校	普通科	250
(単位制)		
宮崎東高等学校	普通科	350
(単位制)		

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--